

相談所だよ

塩尻中小企業相談所

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町12番2号 えんぱ一<406

電話番号：0263-52-0258 FAX：0263-51-1388

榎川支所 塩尻市木曾平沢2221-1

電話番号：0264-34-2153 FAX：0264-34-2593

【塩尻商工会議所ホームページURL <http://www.shiojiri.or.jp>】

年末調整個別相談会 開催

青色申告者対象の年末調整個別相談会を下記の通り開催いたします。

また、「納期の特例」の承認を受けている方は納期限（翌年1月20日）に遅れないようお早めに済ませることをおすすめいたします。

会場	開催日	時間
塩尻商工会議所 会議室	平成26年1月10日(金)	9:30~16:30
	〃 1月20日(月)	
塩尻市広丘公民館 1階会議室	平成26年1月20日(月)	9:30~16:30

●受付時間：9：30～11：30、13：00～16：00までの受付時間内にお越しください。

○榎川支所：1月6日（月）～1月20日（金）の間、平日8：30～17：00まで経営指導員が常駐しております。

<持ち物>

- *源泉徴収簿（賃金台帳） * 7月源泉税納付時の納付書
 - * 生命保険・地震保険・個人年金等の控除証明書 * 国民年金・国民健康保険料の控除証明書
 - * 従業員の住所・生年月日・扶養者氏名、生年月日
 - * 昨年の年末調整書類控え
 - * 税務署より送付されている納付書・源泉徴収票等年末調整関係書類をご持参下さい。
- 特に、『納付書』は予備がございませんので必ずお持ち下さい。



『1日公庫の御案内』 ～開催日：12月5日(木)～

塩尻中小企業相談所では、年末年始に向けての事業資金相談会『1日公庫』を日本政策金融公庫と連携し開催いたします。当日は、金融公庫の担当者が当所にてご相談をお受けし、内容によっては当日お申込みで受け付けていただけます。

ご希望の方は、下記の「1日公庫」申込書に必要事項をご記入いただきFAXにてお申してください。

完全予約制ですので、お早めにお申してください。（電話でのお申込みも可能です。）

・・・・・・・・・・『1日公庫』申込書 FAX：0263-51-1388・・・・・・・・・・

事業所名	
代表者名	
当日参加者名	
電話（連絡先）	
希望時間	①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時 ※希望する時間帯に○をしてください。

●会場：塩尻商工会議所 会議室（駐車場は市営駐車場をご利用ください。3時間無料の押印をいたします。）

○受付は先着順5事業所までとさせていただきます。（希望時間が重なった場合は、こちらで調整させていただきます。）

○相談資料として、「決算書3期分」をご持参ください。

但し、決算から6ヶ月以上経過している場合は試算表もご準備ください。

※事前に決算書・試算表をお持ちいただければ前もって金融公庫へお渡し、当日すぐにお申込みが可能となる場合もございますのでご希望の方ご連絡ください。

なお、会社名印（横判）・実印をお持ちいただきますと手続きもスムーズに行えます。

平成25年分 所得税改正のあらまし

○この改正のあらまは、所得税の改正を中心に平成25年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

○その他、税に関する情報は国税庁のホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

I 平成25年分所得税の主な改正事項

- 1 電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）について、適用期限（平成24年分）の到来をもって廃止することとされました。

II 平成23年度の改正事項のうち、平成25年分の所得税から適用される主なもの

- 1 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加するとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の改正が行われました（所法203の3一、203の5①二、措法41の17②）。

《適用関係》この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます（平成23年改正法附則6、44）。

IV 平成24年度の改正事項のうち、平成25年分の所得税から適用される主なもの

- 1 給与所得控除について、次のとおり改正が行われました（所法28③、別表第2～別表第5）。

- (1) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。

《適用関係》この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます（平成24年改正法附則51）。

- (2) 給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表などについて、所要の改正が行われました。

《適用関係》この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます（平成24年改正法附則53）。

- 2 給与所得者の特定支出の控除の特例について、次のとおり改正が行われました（所法57の2、所令167の3）。

- (1) その年中の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとされました。

イ その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額

ロ その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合 125万円

- (2) 特定支出の範囲に、次に掲げる支出が追加されました。

イ 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費

ロ 次に掲げる支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの

(イ) 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

(ロ) 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

《適用関係》この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます（平成24年改正法附則52）。

- 3 退職所得課税について、次のとおり改正が行われました。

- (1) 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました（所法30②）。

（注）特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいいます。）としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます（所法30④）。

① 法人税法第2条第15号に規定する役員

② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

③ 国家公務員及び地方公務員

《適用関係》この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます（平成24年改正法附則51）。

- (2) 退職所得課税の改正に伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項などについて、所要の改正が行われました（所法201、所規別表第六（二））。

《適用関係》この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます（平成24年改正法附則54）。